

## 青森家庭裁判所委員会（第37回）議事概要

1 日時 令和5年2月9日（木）午後2時40分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（50音順、敬称略）

小山田文泰、加藤亮、加福拓志、小池忠太、斉藤尚、齋藤史彦、須藤清明、  
瀬田浩久、松村浩二、松本史晴

(2) 説明者

瀬田浩久家裁上席裁判官、貝原弓子家裁事務局長、松山富晴首席家裁調査官、  
原田紀子次席家裁調査官、齋藤雅志主任家裁調査官

4 議事

(1) 開会

(2) 加藤委員長挨拶

(3) 退任委員の紹介（敬称略）

若木茂子、三上富士子、児玉寛子

(4) 新委員の紹介（敬称略）

齋藤恵子、須藤清明、齋藤史彦

(5) 協議テーマ

面会交流調停について

(6) 意見交換の要旨（◎委員長、○委員、□説明者）

意見交換に先立ち、面会交流調停についての現状、青森家裁における面会交流調停の課題改善のための取組についての説明を行った。

◎ 面会交流調停事件は何件係属しているのか

□ 令和4年度に申し立てられた件数は、青森家裁管内で116件である。

これは、事件名が「面会交流」である調停事件の件数である。実際には夫

婦関係調整事件、子の監護者指定事件、親権者変更事件等においても、面会交流が争点となる事件が多くある。

- ◎ 試行的面会交流、子どもを考えるプログラムは、具体的に何件くらい実施されたか。
  - 令和4年度、青森家裁管内での試行的面会交流は48件、子どもを考えるプログラムは50件である。
  - ◎ 面会交流について、どのような感想をもったか。
  - 面会交流の課題の中でも、家事調停委員のスキルアップは重要だと思うが、具体的にどのようなことを行っているのか。調停委員が机に向かっている時間はボランティア的なものなのか。
  - 青森家裁で企画している各種研修については、必要に応じて手当等を支給している。また、自己研鑽として、青森家裁が提供した題材をもとに調停委員で意見交換会を行っている。
  - 研修の機会に、裁判官との討議、事例を通じたケース研究を行っている。また、日々の調停業務で面会交流調停を扱う際には、裁判官との評議、相調停委員との打合せを通じて、子の福祉に則した面会交流とは何かを考えて行っている。
  - 調停委員として何件か面会交流調停を担当したことがある。調停委員のスキルアップについて話題になったが、裁判所主催の研修や共同での自己研鑽の研修は、具体的な事例についてのQ&A等、勉強する機会が多くあった。実際に面会交流で困った事案に対してどういう対応をすべきなのかについては、個々の事案に応じて違ってくるため、その都度、裁判官及び調査官との事前評議を行い、調停委員会というチームとして子の福祉を第一に考えた面会交流を継続的にできるようにしていきたいと考えている。
- 面会交流が決まったとしても、子どもの部活や体調不良などで実施されないこともあり、面会交流の難しさを感じている。

- ◎ 委員の職場等で面会交流が話題になることはあるか。
- 青森市では、ひとり親家庭に対しての法律相談がある。これから離婚を考えている方の相談が多いが、離婚後の子の面会についての相談もある。その際に感情的な対立となっていることがあり、弁護士や支援員にお話を聴いていただいている。

子どもを考えるプログラムを受けた方は、心が鎮まるのではないか。子を第一に考えてほしいため、この取組を青森市に紹介したい。

- 青森県では「ひとり親家庭サポートガイドブック」を作成し、各種助成金や手当、貸付制度、相談窓口を紹介している。経済的に不安がある時や心に余裕がない時は、調停の説明をしても聴く余裕がないのではないかと思われる。相談できるところに相談して、心が軽くなれば話を聴く余裕もできるのではないかと思う。

- ◎ 子どもを考えるプログラムについて説明してもらいたい。

- 面会交流についての対立点はいろいろあるが、面会交流そのものについて理解していただけないこともある。同居親が応じない理由として、養育費を支払わない、子を置いて出て行った等があり、反対に別居親は、親の権利だから会わせて欲しいと強硬に主張することがある。そのような場合には、そもそもの子どもの幸せ、子どもの考えに目を向けていただいてから調停をスタートさせる必要があるため、子どもを考えるプログラムを実施している。

また、会うことについて双方が同意していても、回数や時間に折り合いがつかない時も子の状況を考えていただくために、子どもを考えるプログラムを実施することもある。

- 子どもを考えるプログラムを受講した場合としなかった場合の、調停の成立率の統計があったら教えていただきたい。受講した方が効果的なのであれば、活用すべきである。

韓国では、子どもがいる親が離婚する際は、このようなプログラムを受講する義務がある。効果があるのであれば、積極的に推進していくことも考えられるのではないか。

- 統計は取っていないが、個々の事案において、受講者の感想を聴き、効果を見ている。その後の調停でも、理解が進んでいると思う。

韓国の取組は、親に子どものことを理解してもらい、よいものだと思う。

- 受講による効果は感じているが、効果が感じられなかった事案もある。効果というよりも、子どもの視点に立っていただくことが一番大事である。この取組で、少しでも子どもの利益に添った面会交流が実現できればよいという思いで行っている。

- ◎ 同居親と別居親とでは、子どもに対する向き合い方が違っていると感じることもあるため、成立、不成立だけでは語れない効果があると思う。

青森県には面会交流にかかる支援団体としての第三者機関が見当たらないという説明だったが、そのようなサービスを行っている団体はご存知か。

- 青森県では、子どもの引きこもりや発達障害に関する支援の相談窓口はあるが、離婚における子どもに関する相談窓口はない。

- ◎ 調停委員や弁護士で、試行的面会交流、面会交流に立ち会った経験はあるか。

- 代理人弁護士として試行的面会交流に立ち会ったことがある。夫婦間の感情が激しく対立しており、面会交流に持っていけないような場合に、代理人弁護士としての責任から何度か試行的面会交流に立ち会ったことがある。青森県の現状では、第三者機関がないため、代理人弁護士が付き添うべきではないかと個人的には思っているが、弁護士によって考え方が違うため、難しいことだと感じる。

私は調停委員としても調停に携わっており、当事者として関わる場合と、

調停委員として関わる場合がある。子どもを考えるプログラムは、代理人である弁護士にこそあらかじめ見せるべきだと思う。申立人と相手方とで対立するのではなく、父母として子どものことを考えるよう、当事者双方が同じ方向を向けるよう、双方の背中を押してあげることが大事だと思っている。弁護士会を通じて子どもを考えるプログラムを紹介してはどうか。

また、家裁調査官による子どもの調査は重要であることは分かっているが、子どもから見ると受動的である。子どもから積極的に意見を述べる環境も必要だと考える。そのために「子どもの手続き代理人」の制度を有効活用できないか。

- 第三者機関がないため、青森では面会交流がうまくいっているのか危機感をもっていたが、実際にはそうでもなかった。第三者機関のある庁はそれを利用して面会交流の実施を円滑に行うこともあるが、第三者機関への費用の問題をめぐって新たな紛争が起こることもある。また、子どもが大きくなるまで第三者機関を利用するのは、頼りすぎているのではないか。青森は、代理人弁護士のボランティア活動のように軌道に乗るまで調整していただくことや、県や市の側面からのサポート等青森県全体の関係者の支援で、夫婦が自律的に面会交流を実施していくきっかけが多くあるのではないか。

他庁と比べても面会交流がうまくいっていないとは感じない。多方面でのサポートがうまく機能していると感じる。

(7) 次回開催期日及びテーマ

令和5年7月13日（木）午後1時30分から

テーマは、追ってお知らせする。

(8) 閉会